機密保持誓約書

令和６年　　月　　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　　後　藤　　　稔　　殿

会社名

住所

代表者役職

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者所属

担当者氏名

電話番号

弊社（私）は、「中小機構　無線ＬＡＮの更改構築及び運用保守業務」に係る意見招請（以下「意見招請」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

１．本契約における機密情報とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が開示する情報（資料、電子情報、電子メール、ＦＡＸ等の電磁的方法又は有形な媒体であって、直接機密である旨表示された情報、また開示の時点で機密である旨指定された上で口頭等の聴覚的方法又は視覚的方法により開示された情報）とする。ただし、開示の時点で、既に公知のもの、中小機構から取得後、弊社（私）の責によらず公知となったもの、法令等に基づき開示されるもの、及び中小機構が公表することを承諾した情報については除く。

２．弊社（私）は、中小機構から開示された機密情報を意見招請の目的にのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。

３．弊社（私）は、中小機構から開示された機密情報を意見招請のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、閲覧等させないものとする。

４．弊社（私）は、中小機構から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとする。

５．弊社（私）は、意見招請にあたり、第三者に機密を開示、閲覧等させる必要がある場合には、中小機構の事前承諾を得た上で、当該第三者に開示するものとする。

６．弊社（私）は、前項により機密情報を第三者に開示する場合は、当該者に対して本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。

７．弊社（私）は、意見招請が終了した場合、または中小機構から要求された場合には、機密情報を中小機構に返却するものとする。

８．弊社（私）は、意見招請にあたり、機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

９．弊社（私）又は５．で定める第三者が、本誓約のいずれかの事項に違反した場合、又は盗難、漏えい等の事故が生じた場合には、弊社（私）は、中小機構に電話等で一報し、詳細を書面で報告するものとし、中小機構に損害を与えた場合には、弊社（私）は中小機構が被った通常かつ直接の損害の賠償をするものとする。

ただし、損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

１０．本誓約提出後、３年間は有効に存続するものとする。